

令和6年度事業計画

第1 総論

令和6年4月1日に「相続登記の申請義務化」が施行された。

これまで「任意」であった相続登記の申請が、社会問題になっている空き家・所有者不明土地の解消のため「義務」とされるこの大きな変革の中で、我々司法書士は、登記の専門家として市民に対し、広く周知を図るとともに、実務において適切な法的助言を行い、代理人としてその申請をサポートしていかなければならない。

また、厚生労働省の「人口動態調査」によると、相続発生数は増加し続け、2040年にピークを迎えると予測されている。この、いわゆる大相続時代を迎えるに当たって、各士業者や民間事業者が様々なサービスを提供している中で、不動産の相続をはじめとした財産承継手続の専門家である司法書士は、「登記」、「財産管理」、「裁判手続」、「遺産分割の促進」、「事業承継」、「民事信託」等、あらゆる場面において法律専門家としての役割が期待されており、市民が安心して利用できる法的サービスを提供するため、今後もその役割を果たしていく。万全な対応が可能となる態勢を整え、加えて、これらの相続にまつわる業務の依頼を希望する市民と我々司法書士を円滑に結びつけるために、引き続き、県内各自治体との更なる連携の強化を図る。

一方、現在の民間事業者による登記申請書作成サービスは、利用者がウェブページから一部の情報を入力し、その他の情報を民間事業者が補完するという仕組みになっており、これはAI等のデジタル技術を活用した先進的なものではなく、単にウェブページを入口とした司法書士法に抵触するおそれがある行為である。何らの制度的な能力担保措置のない民間事業者による非司行為に当たることとなるサービスの提供に対しては、登記の信頼性・安定性を損ねるおそれがあるだけでなく、利用者が法律家による質の高いサービスを楽しむ機会を奪ってしまうことにもなりかねないという危惧があり、国民の権利の擁護と登記の真実性の確保の観点から、毅然とした対応を行っていく。

コロナ禍においては、急速なデジタル化や、「非対面」、「非接触」によるサービスの拡大など社会構造の変化をもたらした。さらに、規制改革実施計画においても、不動産登記関連手続、商業・法人登記関連手続等の行政手続におけるオンライン利用率を引き上げる取組の推進、民事訴訟手続のデジタル化、家事事件手続及び民事執行・保全、倒産手続等のデジタル化等の司法手続に関する見直し、相続手続の効率化や電子署名の更なる普及に向けた環境整備等の民間手続等に関する見直しが挙げられており、急速

に進められてきた社会のデジタル化の流れへの対応は、我々司法書士にとっても喫緊の課題となっている。C h a t G P Tをはじめとする生成A Iの登場など急速な技術の進展は、社会を変革することが予想されており、司法書士業務を含む法律の世界においても例外ではなく、法律業務の一層の効率化、高度化が期待される。乗り遅れることがないように情報収集を行うとともに、速やかな情報発信に努めることとしたい。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による被害状況を踏まえ、被災者の生活再建に資するため、石川県司法書士会及び富山県司法書士会をはじめ、全国の司法書士会、関係機関・団体と緊密に連携し、必要な支援活動に取り組んでいく。

以上を踏まえ、令和6年度においては次の各事業を実施する。

第2 各論

1 会員の業務に関する事業

- (1) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
- (3) 市民窓口の運営
- (4) 職務上等請求書の適正使用の指導
- (5) 会則、規則及び規程等の検討
- (6) 司法書士法違反に関する調査
- (7) 紛議調停に関する対応
- (8) 総合相談センターの運営
- (9) 司法書士業務賠償責任保険に関する事項
- (10) 職印証明書の発行
- (11) 補助者証の発行
- (12) 業務図書等の斡旋、頒布
- (13) 法改正・制度改正への対応
- (14) 民事法律扶助制度の利用促進
- (15) オンライン申請利用促進に関する事項
- (16) 成年後見制度利用促進に関する事項
- (17) 法司協議の実施
- (18) 日本司法支援センターとの連携
- (19) 簡裁代理等業務を含む裁判事務の受託推進に関する事項
- (20) 国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (21) 事業承継・財産承継業務に関する情報収集

2 研修に関する事項

- (1) 新人特別研修の実施
- (2) 会員研修会の開催

- (3) 特別研修に対するサポート
- (4) 日司連主催研修会への参加奨励
- 3 司法書士制度の広報に関する事項
 - (1) 各種相談会の開催
 - (2) 法教育活動の推進
 - (3) ホームページの運営
 - (4) 他団体が実施する相談会・講演会への相談員、講師の派遣
 - (5) その他広報活動
- 4 関係機関・関係団体との連携に関する事項
 - (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部への支援及び連携に関する事項
 - (2) 日本司法書士政治連盟福井県会との連携に関する事項
 - (3) 福井県土地家屋調査士会との連携に関する事項
 - (4) 各自治体との連携に関する事項
 - (5) その他関係機関・関係団体との連携に関する事項
- 5 会の運営に関する事項
 - (1) 各種資料及び情報の伝達収集
 - (2) 事務局の運営
 - (3) グループウェアソフトの活用に関する事項
 - (4) 福井会ネットの運営及び見直し
- 6 その他渉外に関する事項